

道の駅竜王かがみの里イメージキャラクター募集要項

(趣旨)

道の駅竜王かがみの里は、たくさんのお客様にご愛顧を頂き、新鮮野菜、源義経元服の地などといったイメージは定着していますが、今後のPR活動に役立て、お客様にも更に楽しんでいただきたいと考え、道の駅竜王かがみの里のイメージキャラクターを募集することとなりました。

上に記したイメージのほか、竜王産のお米や近江牛など、竜王町の特産品も扱う道の駅竜王かがみの里にぴったりの、多くのお客様に愛される、親しみやすいイメージの作品をお待ちしております。

(募集内容)

- ・ 道の駅竜王かがみの里のイメージキャラクターデザインを募集します。
採用されたキャラクターは、着ぐるみ、各種広報印刷物、グッズ等に使用します。

(主催) ㈱みらいパーク竜王・道の駅竜王かがみの里事業部

(応募資格) どなたでも応募していただけます。

(応募方法)

- ・ 所定の応募用紙、または A4判用紙～A3判用紙に以下の事項を記載の上、郵送または、下記作品提出先へご持参ください。応募点数に制限はありませんが、1枚の用紙につき1点の作品を応募願います。(応募用紙以外での応募の場合、②～⑤は裏面にご記入ください。)
 - ① イメージキャラクターの図案 (彩色・画材自由)
 - ② イメージキャラクターの名前
 - ③ イメージキャラクターのコンセプト (概要・説明)
 - ④ イメージキャラクターの性格
 - ⑤ 氏名、住所、電話番号、FAX番号、職業または学校名 (学年)
(ペンネームをご希望の場合は、その旨も記載してください。)郵送での応募の場合は、作品が折れたりぬれたりしないよう、厚紙を添え、ビニール袋に入れるなどしてください。

(応募規定)

- ・ 応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないもの、また、その恐れのないものに限りします。
- ・ 応募作品は、第三者を誹謗中傷し、またそのプライバシーの侵害、その恐れのないものに限りします。
- ・ 応募にあたり要する経費は、応募者の負担とします。
- ・ 応募者は、選考にあたっての応募作品の人気投票、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
- ・ 応募作品の返却はいたしませんのでご了承下さい。
- ・ 応募作品の採用が決定した場合、応募者は、採用作品の著作権 (著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。) を主催者に移転します。
- ・ 作品が採用された方は、主催者が採用作品の商標、意匠の出願・登録をすることを認めることとします。
- ・ 採用作品には、応募者に断りなく別の名前 (愛称) を付して使用する場合があります。
- ・ 採用作品の使用にあたって、原案を尊重しながら、主催者が修正・補正・翻案をすることがあります。
- ・ 作品が採用された方が未成年者の場合は、親権者の同意が必要です。
- ・ 作品を応募された場合は、上の各項目の内容に同意したものとみなします。
- ・ 応募に係る個人情報、作品の審査、発表、応募状況の集計以外にしようすることはありません。

(応募締切)

- ・平成22年3月14日(日)(必着)
(店舗に持参される場合は、午後6時の閉店までとなります。)

(審査方法)

- ・選考委員会(仮称)を設置して採用作品を決定します。
- ・選考委員会(仮称)による選考にあたっては、道の駅竜王かがみの里スタッフ、道の駅竜王かがみの里にご来店のお客様、竜王町内の幼稚園、小学校等で人気投票を行い、その結果を参考にします。
- ・平成22年3月頃、作品が採用された方には文書で通知します。また、道の駅竜王かがみの里ホームページ、ブログに掲載します。(この場合、氏名(ペンネーム)及び市町村名までの住所を公表させていただきます。)

(賞金) 応募作品が採用された方には、賞金5万円を贈呈します。

(受賞者が未成年の場合、賞金は相当額の図書カードとします。)

(お問い合わせ・作品提出先)

〒520-2573

滋賀県蒲生郡竜王町鏡1231番地—2

(株)みらいパーク竜王 道の駅竜王かがみの里事業部

電話 0748-58-8700

時間 午前9時30分～午後6時